



「5-5 買い物」(介助の方法)

特記事項の記載のポイント

- ★食材、消耗品等の日用品の買い物を誰がどのくらいの頻度で行っているかを明らかにする。選択の根拠に反映されない頻度の少ない介助についても、特記事項に記載する。
- ★「できないこと」だけでなく、「できること」も聞き取り、記載する。
- ★「習慣としてやっていない(昔からできない)」のか、能力の低下で「できなくなった」のかが分かるように記載する。

特記事項の例

「介助されていない」

- ・近所のスーパーに歩いて買い物に行き、商品を選び支払いを行う。(週2~3回)
- ・食材や消耗品等の買い物は、ネットスーパーを利用している。注文、支払いは自分で行う。(週1回)
- ・近所のスーパーに買い物に行き、食材や日用品を買う。(毎日)お米、調味料、洗剤などの重い物は、家族に依頼し買ってもらう。(月1~2回)この1週間に家族への依頼はなかった。



「見守り等」

- ・夫と一緒に買い物に行く。自分で商品を選ぶが、家にあるものを選ぶため、夫が品物を確認し、声をかける。自分で商品を棚から取り、支払いもなんとか行う。購入した品物は夫が運んでいる。(週2回)



「一部介助」

- ・息子に食材や日用品を依頼して買ってもらっている。レシートを見て、息子にお金を支払う。(週1回)
- ・ヘルパーとスーパーへ行く。腰痛があるため、自分で選んだ商品をヘルパーに棚から取ってもらう。支払いは自分で行う。商品はヘルパーに運んでもらっている。(週1回)



「全介助」

- ・食材や消耗品の買い物は、昔から妻がすべて行っている。本人が依頼することはない。自分が食べたいお菓子や飲料などは買いに行く。(月1~2回)



BPSD関連項目

11月、12月号は、第4群 BPSD関連項目について取り上げます。
今月は、BPSD関連項目の特記事項に記載する内容等について説明します。
事例は、12月号に掲載します。

選択根拠

認定調査員テキストp114～

- ・ **社会生活上、場面や目的からみて不適切な行動の頻度**で選択
(これらの行動に対し特に周囲が対応をとっていない場合や手間が発生していなくても、各項目に規定されている行動が現れている場合は頻度に基づき選択する。)
- ・ 調査日より、過去1か月間の発生状況
 - ★ 過去1か月間に環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日までの状況

特記事項の構成

- ①どのような場面で、②どのような行動が起きているか
 - ③行動の頻度、④誰が、どのような対応をしているか
 - ⑤対応の頻度（回数やその時間）
- ★発生している行動と頻度、その行動に対する介護の手間（対応の状況）と頻度を記載
 - ★選択は「ある」・「ときどきある」だが、手間がない場合や対応していない場合には、そのことを記載
 - ★一つの行動が複数の項目に該当する場合は、まとめて記載
 - ★定義に当てはまらないその他の精神・行動障害（例：異食、暴言・暴力、幻視・幻聴など）は、関連する項目の特記事項に**行動の内容・頻度、具体的な介護の手間と頻度**を記載



11月号、12月号はBPSD関連項目について取り上げます。今回は、特記事項の例です。スキルアップちらし令和7年11月号は下記をご参照ください。

★ [NAGOYAかいごネット](#) > [事業者向けはこちら](#) > [認定調査](#) > [認定調査の適正化](#)



【特記事項の構成】

- ①どのような場面で、②どのような行動が起きているか、③行動の頻度、④誰が、どのような対応をしているか、⑤対応の頻度（回数やその時間）

特記事項の例

定義に該当する行動があり、介護の手間がある場合

●（4-3 感情が不安定）【ある】

①②会話の最中、突然怒り出す。④家族はその都度なだめるが、理由がわからず本人を納得させるのに時間がかかる。③⑤（3～4回/週、20～30分/回）

定義に該当する行動はあるが、介護の手間がない場合

●（4-1 3 独り言・独り笑い）【ある】

①夜、誰もいない部屋で②一人でぶつぶつ何か言っている。③（毎日）④家族は特に何も対応せず聞き流している。

1つの行動が複数の項目に該当し、介護の手間がある場合

●（4-1 被害的）（4-1 2 ひどい物忘れ）【ある】

①かばんや財布を自分でどこかに片付けるが、②しまったことを忘れ「かばんがない、財布がない、泥棒が入って盗られた。」と訴える。③（週2～3回）④娘が見つかるまで一緒に探している。⑤（1～2回/週、15分程度）

●（4-8 落ち着きなし）（4-9 一人で出たがる）【ある】

①②自宅にいるが、夕方になると「家に帰りたい」と言い、落ち着きがなくなる。玄関のカギを開けて、外に出て行こうとする。④家族は常に本人が出て行かないよう注意している。出て行こうする時は引き留めて、なだめて、落ち着くまで付き添っている。③⑤（毎日、30分程度）

調査項目には含まれていない項目だが、介護の手間がある場合

●（異食）

①②食事時間ではない時にモグモグと口を動かしてることがあり家族が確認すると、ティッシュペーパーらしきものがあつた。④吐き出すよう言っても吐き出さないのだから口腔内から取り出した。③⑤（気が付いたのは1回のみ）④本人の目につくところにはティッシュペーパーを置かないよう対策をとり様子を見ている。対策をとってからは発生していない。





過去14日間にうけた特別な医療について

選択の3原則

(認定調査員テキスト2009改訂版 p146~)

●医師、または、医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為に限定

※「気管切開の処置」における開口部からの喀痰吸引（気管カニューレ内部の喀痰吸引に限る）及び「経管栄養」については、必要な研修を修了した介護職種が医師の指示のもとに行う行為も含まれる。

●過去14日間に実施されたもの

●継続して実施されているもののみ対象⇒開始時期、終了予定を確認



特記事項の構成

「実施頻度／継続性」 「実施者」 「当該医療行為を必要とする理由」

注意事項

●特別な医療に関する情報は、調査対象者、家族、又は介護者から得る。

※医療機関に確認することは守秘義務の問題及び治療上の必要から治療内容について告知を行っていないこともあるので、適切ではない。

特記事項[ある]の例

●（6-1）点滴の管理：骨粗しょう症治療薬の点滴を1週間前の受診時に行った（1回/月）。今後も継続予定。

●（6-9）経管栄養：嚥下困難なため胃ろうから経管栄養を実施。
（3回/日）訪問看護師が胃管チューブの管理等を実施。（1回/週）



選択は[ない]が特記事項のみ記載する例

●糖尿病のため血糖値を測定後、インスリン注射を打っている。
自分では手の震えがあり正しく手技ができないため、妻が1日3回血糖を測定しインスリン注射を行っている。





「5-6 簡単な調理」(介助の方法)

特記事項の記載のポイント



- ★①「炊飯」、「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」のうち、発生している行為を特定
- ②特定した行為を誰がどのくらいの頻度で行っているかを確認
- ③概ね過去1週間の状況において、より頻回な状況で選択
- ★選択の根拠に反映されない介助についても、特記事項に記載。
- ★「できないこと」だけでなく、「できること」も記載。
- ★「習慣としてやっていない(昔からできない、経験がない)」のか、能力の低下で「できなくなった」のかが分かるように記載。

特記事項の例

「介助されていない」



- ・娘が本人宅で炊飯、惣菜の調理を行う。炊飯は週1回行い、1食分ずつ冷凍する。惣菜は週2～3回作り冷蔵庫に入れる。それを本人が1日3回電子レンジで温める。即席めんを食べることはない。より頻回な状況で判断した。
- ・朝はパンと牛乳、昼、夜は自分で買ってきた弁当を加熱せず、そのまま食べている。不適切な状況とまでは言えないため、介助されていないを選択。

「見守り等」

- ・炊飯は本人が米を洗い、水の量を夫が指示し、本人がスイッチを入れる。(1回/日)惣菜等の温めは本人が電子レンジに入れるが、加熱時間は夫が指示をしている。(3回/日)

「一部介助」

- ・炊飯は水加減がわからず、娘が米を洗い、炊飯器にセットしている。スイッチは本人が入れる。(1回/日)惣菜等の温めは本人が行う。(2～3回/週)即席めん調理は発生していない。



「全介助」



- ・すべての調理は妻が行っている。(炊飯1回/日、惣菜等の加熱3回/日)昔から本人が調理を行うことはほとんどなかった。本人は週1～2回程度、妻が不在時に弁当の温めや即席めん調理をすることがある。
- ・1年前までは炊飯、惣菜の加熱等すべての調理を本人が行っていたが、立位保持が困難となり、現在は夫がすべての調理を行っている。(炊飯1回/日、惣菜等の加熱3回/日)
- ・経管栄養を実施。妻が流動食を温めている。(3回/日)





「5-1 薬の内服」(介助の方法)

(認定調査員テキスト2009改訂版 p132~)

定義: 「薬の内服」とは、薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む(水を飲む)という一連の行為のこと



特記事項の記載のポイント

★薬の内服にどのような介助が行われているかを確認

★調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回な状況や日頃の状況で選択。具体的な内容を「特記事項」に記載。

留意点

- ①インスリン注射、塗り薬の塗布等、内服以外のものは含まない。
- ②経管栄養(胃ろうを含む)などチューブから内服薬を注入する場合も含む。
- ③薬があらかじめ薬局で分包されている場合は含まない。
- ④薬の内服がない(処方されていない)場合は、薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択した上で、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載。

特記事項の例

「介助されていない」

・薬局で薬を一包化してもらい、自分で準備し内服している。(3回/日)月に1~2回の飲み忘れはあるが、不適切な状態とは言えないと判断。

「一部介助」

- ・薬の管理ができないため、訪問看護師が週1回お薬カレンダーに薬をセットする。本人はカレンダーから取り出し内服する。飲み忘れはない。(3回/日)
- ・毎食後の処方薬あり。自分で内服できていると言うが、毎日2回分程度の残薬があり、不適切な状態である。服薬の声かけが必要と判断し、適切な介助の方法で「一部介助」を選択。
- ・現在処方薬はない。薬が処方されたと想定した場合、ひどい物忘れがあり、適切な量の内服は難しいと判断した。薬や水を手渡す介助が必要であり「一部介助」を選択。

「全介助」

- ・寝たきりのため、介護者が、薬を口に入れ水も吸い飲みで飲ませている。(2回/日)
- ・経管栄養を実施しており、食後に妻が薬をお湯で溶かし、注入器で経管栄養のチューブから注入している。(3回/日)

特記事項記入時の注意事項

<提出前の確認事項>

- ★誤字・脱字、変換ミス
- ★選択もれ、記載もれ

特記事項における明らかな誤字・脱字は、問合せすることなく、名古屋市介護認定事務センターで修正させていただきますので、ご了承ください。

- ★特記事項と選択したマークのミス

例えば… 選択したマークは「介助されていない」なのに、特記事項の記載内容は「一部介助」のようなミス

- ★略語を使用しない。

- ★敬語は不要

- ★1行の文字数が多くて、文章の途中で印字がきれたりしていない。

画面作成上ではセル内に文字が収まっても、印刷すると行が増え、見えなくなる場合があります。

特記事項(様式)のダウンロード

NAGOYAかいごネット (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/>)

NAGOYAかいごネット>事業者向け>認定調査>調査員テキストと特記事項>
認定調査特記事項

から様式をダウンロードできます。

※特記事項ファイルは、文字数が増えると行の高さを自動調節するようになっていますが、パソコンの画面では枠内に収まっても、印字したときに文字が欠けてしまう場合があります。印刷イメージで確認し、行の高さを調整してください。

認定調査票をセンターへ提出する前に、もう一度ご確認ください。